

婢廿五人

婢飯虫畔年冊四

婢伊蘇賣年冊三已上二人、山背國綏蒸郡田作里
戶主粟國加豆良部人麻呂戶口○中略
奴人足年廿八戸口錦部田福戸口山本里

以前貢於東大寺賤等歷名如件謹以解、

天平勝寶元年十一月三日

○按ズルニ、奴婢ハ姓無キモノナルコト、此文ニテモ明ナリ、

〔難太平記〕一神代には、唯二人の子なりけぬごも、其子孫さまぐ生れもてきて其末々、或國王大臣、或民百姓となるぞかしいやしく世の爲無益の人は、田を作人につかへなごせしより、氏なき者に成來けり。今も我等事は、わづかに父の世ばかりこそ知侍れ、二三代の祖の事なごは、つやつや玄らねば、終に我子孫は、必定氏なき民とおなじ者になりぬべし。

〔戴恩記上〕ある時、秀吉公いつも御参内の時、御装束めしかへらる、御中やど、施藥院にて曰、我尾州の民間より出たれば、草かるすべは知たれども、筆とる事はえ知らず、もとより歌連歌の道にはなをとをしこいへども、不慮に雲上の交をなす、但わが母わかき時、内裏のみづし所の下女たりしが、ゆくりかに玉體にちかづき奉りし事あり、その夜の夢に、いく千萬の御はらひ箱、伊勢より播磨をさして、すき間もなく天上をとび行、又ちはやぶる神のみてぐらてにとりてと云、御夢想を感じて、われを懷胎しぬ。略中いまかやうの冥加にや、おもはずに貴き身には成ぬれども、父なれば氏姓なし、草かりの成のぼりたる身なれば、いにしへのかまこの大臣の御なを、よすがにて、藤原氏をやのぞみみんと申されしかば、いとやすき事なりとて、近衛殿より其御はからひ有ける時略下